

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、 大学教育、大学入学者選抜の一体改革について（答申）

元神奈川県立小田原城北工業高等学校長 長田 利彦

第93回中教審総会が昨年12月22日、文科省内で開かれ、新たな大学入試制度などを盛り込んだ「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」（～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～）が答申された。以下、その答申内容の一部（アンダーライン）を紹介する。

〈報告〉

はじめに一高大接続改革が目指す未来の姿

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身に付け、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、未来を見据えたこうした目標が達成されるよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに早く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

目次

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(1) 今後の教育改革が目指すべき方向性と現状の課題

- (2) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化
- (3) 高大接続改革の意義
- (4) 高大接続改革を推進するに当たって留意すべき点

2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に

に向けた改革の方向性

(1) 各大学のアドミッション・ポリシーに基づく、大学入学希望者の多様性を踏まえた「公正」な選抜の観点に立った大学入学者選抜の確立

- ①各大学の個別選抜改革
- ②入学希望者に求められる学力を評価する新テストの導入

(2) 高等学校教育の質の確保・向上

- ①高等学校段階の基礎学力を評価する新テストの導入
- ②高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等の見直し

(3) 大学教育の質的転換の断行

(4) 新テストの一体的な実施

3. 改革を実現するための具体策（「高大接続改革実行プラン（仮称）」の策定）

〈高大接続改革の実現に向けた、具体策とスケジュールの骨子〉

- ①各大学における個別選抜改革と教育の質的転換を実現するための、実効的な政策手段
- ②新テストの制度設計、実施体制
- ③高等学校教育の改革
- ④評価方法の改革

4. 社会全体で改革を共有するための方策

1. (1) **今後の教育改革が目指すべき方向性と現状の課題**

新たな時代を見据えた教育改革を進めるに当たり重要なことは、子供たち一人ひとりに、それぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育むための、初等中等教育から高等教育までを通じた教育の在り方を示すことである。子供たちに育むべきこのような力を言い換えるならば、それは「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」を総合した力である「生きる力」にほかならない。

このうち「学力」については、戦後からの長

い間、「自分で考え自分で実行する」型の教育と、体系的な知識を注入する型の教育との間で議論が繰り広げられてきた。過去の学習指導要領の改訂に際しても、「ゆとり」か「詰め込み」かのような二項対立的な議論がなされてきた。

こうした二項対立を乗り越え、平成19年の学校教育法改正により、「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という、三つの重要な要素（いわゆる「学力の三要素」）から構成される「確かな学力」を育むことが重要であることが明確に示されたところである。

こうした「確かな学力」の育成を目指し、特に小・中学校においては、学力の三要素を踏まえた指導の充実が図られるよう、多くの関係者による実践が重ねられてきた。全国学力・学習状況調査において、主として「知識」に関する問題だけではなく、主として「活用」に関する問題も出題されていることなどが、関係者の意識改革や各学校における授業改善に大きな影響を与えている。また、現行の学習指導要領に基づく、学級やグループで話し合う活動や、調べたことや考えたことを発表し合う活動等を重視する「言語活動」、各教科や総合的な学習の時間等における探究的な学習といった、学力の三要素に対応した学習方法についても、評価の在り方とあわせて実践が重ねられ充実が図られており、国内外の学力調査の結果にも、そうした実践の成果が表れてきていると見ることができる。

高等学校教育及び大学教育においては、そうした義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させることが肝要である。

2. (2) **高等学校教育の質の確保・向上**

高等学校教育については、「国家及び社会の

責任ある形成者として、自立して生きる力」の確実な育成、またそのための教養と行動規範の涵養に向けて、教育内容、学習・指導方法、評価方法、教育環境を抜本的に充実させなければならない。

その際、初等中等教育分科会高等学校教育部会が平成26年6月に取りまとめた「審議まとめ」において提言しているように、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成という「共通性の確保」と、多様な学習ニーズへのきめ細かな対応という「多様化への対応」を両者のバランスに配慮しながら進める必要がある。

このうち、「共通性の確保」という観点からは、高等学校段階の基礎学力を評価する新テストを導入する。また、「多様化への対応」という観点については、高等学校が、高校生の能力、適性、興味・関心、進路希望等の多様化を受け止めて必要な対応を行うのみならず、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な生徒を積極的に受け入れ、多様な学習環境を創り出すべきである。

2. (2) ②高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等の見直し

高等学校における教育内容については、「国家及び社会の責任ある形成者として、自立して生きる力」を育む観点を一層重視することが必要であり、そのための教養と行動規範を涵養することを含めた取組の充実を、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入と並行して進める。あわせて、学習・指導方法についても、言語活動の積極的な導入をはじめ、生徒が受け身でなく主体的・協働的に学ぶことを促す方法へと進化を図る。

高等学校の学習指導要領については、さらに、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内

容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。

具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、全体としてどのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実

◆英語において四技能を系統的に育成するため、小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形で設定すること

◆国家や社会の形成者となるための教養と行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること

◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること

◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し

◆特別支援教育の充実のための見直し

具体的な教育課程の在り方については、本年11月の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受けて更に検討する。

また、これからの高等学校教員には、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを重視した教育を展開するとともに、生徒の多様な学習成果や活動を適切に評価することなどによ

り、これからの時代に必要な資質・能力を身に付けさせ、生徒一人ひとりの可能性を伸ばしていく観点から指導を行う力量が求められる。そのために、きめ細かな指導体制の充実を図るとともに、開放制の原則の中でもこうした力が身に付くよう、教員の資質・能力の向上に向け、教職課程を改善し、研修・採用等の方法を整備する。特に、大学の教職課程において、教員に必要な資質・能力を育成するとともに、現職教員について、各主体の研修においてこうした指導力を身に付けるプログラムが整備されるよう、必要な環境整備を図る。

具体的な在り方については、現在行われている教員の養成・採用・研修の改善についての議論の中で更に検討する。

加えて、新たな評価方法の研究・開発を行い、生徒の多様な学習成果や活動を評価する方法に転換する。

進路指導についても、そうした評価を踏まえつつ、単なる知識・技能の習得度に基づく指導を行うのではなく、多面的・総合的な評価に基づき、生徒一人ひとりの将来目標の実現を支援する観点に転換する。

あわせて、調査書及び指導要録の様式等についても、新たな高等学校教育の在り方を踏まえ、生徒の多様な学習成果や活動が反映されたものになるよう改訂する。

3. ③高等学校教育の改革

国は、今後の中央教育審議会における高等学校学習指導要領の見直しに関する議論の状況を踏まえつつ、育成すべき資質・能力の明確化と教科・科目の在り方等の見直し、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実や、学習環境の在り方等、今後の高等学校教育の在り方について検討し、可能なものから速やかに具体策を示すこと。

国は、高等学校教員が、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを重視した教育を

展開するとともに、生徒の多様な学習成果や活動を適切に評価することができるよう、きめ細かな指導体制の充実を図るとともに、教員の資質・能力の向上に向け、教員の養成・採用・研修の改善を図るための具体策を示すこと。

国は、調査書や高等学校の指導要録の改訂に関する専門家会議を立ち上げ、生徒の多様な学習成果や活動が反映されるよう、調査書の様式の見直しや出願時提出資料の共通様式の策定、指導要録における観点別学習状況の示し方や、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の結果の示し方、大学での活用方策、関係書類の電子化などについて検討し、答申後一年を目途に具体的な改訂内容について結論を得ること。

本答申で強調されていることは、先を見通すことの難しい時代において、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献していくことのできる人間を育てることが高等学校教育及び大学教育の使命であり、これからの大学入学者選抜は、若者の学びを支援する観点に立って、それぞれが夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校教育と大学教育とを円滑に結び付けていく観点から実施される必要がある、としている。

また、現在ほぼ横ばいで推移している我が国の18歳人口が、平成33年頃からは減少に転じると予想される中、我が国社会の持続的な発展を実現していくためには、高大接続の改善が不可欠であり、もはや一刻の猶予もないとし、改革の方向性を、改革実現のための具体的な方策とともに示している。

参考資料

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）中央教育審議会（平成26年12月22日）